

事務連絡
令和8年2月27日

関係各位

鹿沼市長 松井正一
(公印省略)

建設工事関連業務委託の「令和8年度設計業務委託等技術者単価」等の運用に係る特例措置について（通知）

日頃より、市政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

「令和8年度設計業務委託等技術者単価」及び「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新技術者単価等」という。）が決定され、令和8年3月より適用されるため、技術者の適切な賃金水準の確保の観点から、下記のとおり特例措置を定めましたので、お知らせいたします。

記

1 措置の内容

新技術者単価等の決定に伴い、2に定める業務委託の受注者は、鹿沼市業務委託契約書第52条の定めに基づき、旧技術者単価等に基づく契約を新技術者単価等に変更するための業務委託料の変更の協議を請求することができる。

2 対象業務委託

旧技術者単価等を適用して予定価格を積算した測量、調査及び建設コンサルタント等の業務委託のうち、令和8年3月4日以降に契約を行うもの。

3 業務委託料の変更

変更後の業務委託料については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の業務委託料} = P(\text{新}) \times k$$

上記算定式において、P（新）及びkは、それぞれ以下を表すものとする。

P（新）： 新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k： 当初契約の落札率

4 その他

本通知に基づく受注者からの協議の期限は、令和8年5月29日までとする。

行政経営部契約検査課工事検査係
電話 0289-63-2149
FAX 0289-63-2273